

「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取り扱いについて  
(緊急事態宣言発令に伴う特別お取り扱いについて)

FWD 富士生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

2021年5月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、対象地域のお客さまに対して、以下のとおり、「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取り扱いを実施いたします。

●保険料払込猶予期限の延長

保険料のお払込みが困難になられた場合、お客さまからお申し出いただいたご契約について、保険料払込猶予期限を最長2021年11月30日まで延長いたします。

対象地域(2021年5月18日時点)は以下のとおりです。

愛知県・福岡県・北海道・岡山県・広島県

今後、5月中に対象地域が拡大した場合は、同地域も本特別お取り扱いを実施いたします。

<ご参考>

過去発令した緊急事態宣言に伴う特別お取り扱い(保険料払込猶予期限の延長)について

- 2021年4月に発令された緊急事態宣言  
保険料払込猶予期限は、最長2021年10月31日まで延長いたします。  
対象地域：東京都・京都府・大阪府・兵庫県
- 2021年1月に発令された緊急事態宣言  
保険料払込猶予期限は、最長2021年7月31日まで延長いたします。  
対象地域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・愛知県・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県  
※2021年4月、5月に発令された緊急事態宣言と同対象地域で、すでに保険料払込猶予期限延長をご利用中のご契約について、2021年7月31日から10月31日もしくは11月30日への再延長はできませんので、ご了承ください。
- 2021年1月以前に発令された緊急事態宣言  
保険料払込猶予期限の延長のお申し出の受付は、終了しております。

お問合せは、FWD富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

総合サービスセンター<専用窓口>  
0120-135-272 (通話料無料)  
※受付時間 平日9:00~18:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)